



11月の献血

☎ 社会福祉課 内線 2312

～献血にご協力ください～

日	場所	時間
4日(木)	富士市民センター	9:30～15:30 (昼休み) 11:30～12:30
15日(月)	伝法公民館 ひのや広見店	9:30～11:00 12:30～14:00
18日(木)	市役所北口	9:30～15:30 (昼休み) 11:00～12:00
20日(土)	JR富士駅前	10:00～15:30 (昼休み) 11:30～12:30

平成12年
富士市成人式

☎ 青少年課 21-6129

平成12年から、成人の日は1月の第2月曜日となります。

とき 平成12年1月10日(月)

受付10:00 式典10:30

ところ ロゼシアター大ホール

対象 市内在住の昭和54年4月2日～昭和55年4月1日に生まれた人

※通勤・通学などで市外に転出していて、式典への参加を希望する人は電話で青少年課へ(11月1日から受け付けます。平日8:30～21:00。ただし祝祭日は除く)。

須津ふれあい遠足

☎ 須津公民館 34-0004

とき 11月23日(火) 雨天の場合は28日(日)

集合 須津中学校 8:30

コース 須津中学校→一ツ目橋→大堀の滝 全行程約12km

定員 800人(先着順) 参加費 無料

持ち物 弁当、水筒、帽子、タオル、雨具、敷物など

申し込み 11月15日までに、直接または電話で須津公民館へ

※豚汁、お汁粉のサービスがあります。

富士南公民館高齢者学級
初心者のためのハーモニカ教室

☎ 富士南公民館 64-3632

とき 11月17日～平成12年2月16日 計10回 各水曜日 14:00～16:00

ところ 富士南公民館

対象 市内在住・在勤の60歳以上の人

定員 25人(先着順)

受講料 300円(教本代1,260円)

持ち物 複音ハーモニカC調、筆記用具

申し込み 11月8日～10日に受講料を持参し、富士南公民館へ

※使用するハーモニカが指定されています。お持ちでない人は初回時に購入してください(1本3,465円)。

はつらつ教室(貧血改善)

☎ 保健女性センター 64-8993

とき 11月29日(月)、12月6日(月)・13日(月) 13:30～15:30、12月17日(金)または20日(月)

(個別相談)、12月24日(金) 9:30～13:00

内容 血液と貧血・バランス食・貧血改善の食事についての講演など

対象 血色素の値が要指導の40歳以上70歳未満の人で全5回参加できる人

定員 30人(先着順)

申し込み 11月4日から受け付けます。

電話で保健女性センターへ

じんそく
腎臓病教室

☎ 中央病院栄養科 52-1131内線2144

とき	テーマ
11月16日	腎臓の働きと腎臓病
12月21日	腎臓病と食事
平成12年1月18日	腎臓病と検査
〃 2月15日	腎臓病患者の生活
〃 3月21日	腎臓病とくすり
〃 4月18日	腎臓病と福祉

毎月第3火曜日 15:00～16:00

ところ 市立中央病院大会議室

対象 透析導入前の慢性腎不全の患者とその家族

申し込み 当日直接会場へ

個人参加公共施設見学

11月19日(金) 9:00～15:10

コース 市役所→特別養護老人ホーム「富士楽寿園」→常葉学園富士短期大学→広見荘→中央図書館→デイサービスセンター「やすらぎの家」→市役所

対象 市内在住・在勤の人 定員 20人(応募者多数の場合は抽せん)

持ち物 昼食、水筒、雨具など 参加費 無料

申し込み はがきに参加する人の住所、氏名、年齢、電話番号(1枚のはがきに2人まで申し込みできます)を書いて、〒417-8601 富士市役所広報広聴課「公共施設見学」係へ(11月5日の消印有効) ☎ 広報広聴課 内線2823

電話加入権の公売

☎ 収税課 内線 2364

とき 11月16日(火) 10:40～11:00

ところ 県富士総合庁舎301会議室

※中止になる場合がありますので、事前に電話で確認してください。

問い合わせ

富士財務事務所納税課 ☎65-2123

介護保険コーナー ④

「介護保険 Q&A」

Q4. 要介護認定されて、サービス計画(ケアプラン)を作成した後、身体状況に変化があった場合はどうなりますか。

A4. 要介護認定の有効期間は原則として6か月間ですが、期間満了前でも、要介護状態の程度が大きく変化した場合には、市町村に要介護状態区分の変更申請をすることができます。この場合の手続は、要介護認定の手続と同様です。

Q5. 現在、福祉サービスを受けている身体障害者は介護保険でどのようになるのですか。

A5. 介護保険の被保険者の要件を満たす限り、介護保

険が優先します。

①第1号被保険者の場合・第2号被保険者で特定疾病に該当する人

介護保険の対象サービス(ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなど)は、まず介護保険が適用され、要介護認定に基づき、必要な介護サービスを受けていただくこととなります。また、従来の障害福祉サービスのうち、介護保険の対象サービスとならないものについては、これまでどおりの取り扱いとなります。

②第2号被保険者であっても、特定疾病に該当しない人については、これまでどおり、障害福祉サービスを受けていただくこととなります。



問い合わせ 介護保険課 内線 2309

E-メール: kaigo@city.fuji.shizuoka.jp